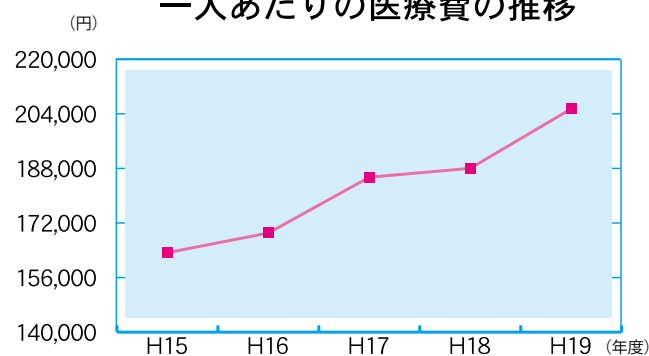




一人あたりの医療費の推移



【国民健康保険税を滞納していると…】

- ①納期限を過ぎると督促料・延滞金が発生する場合があります。
- ②前年度以前の国保税を納めていないと、通常の保険証の代わりに有効期限の短い短期保険証を交付します。
- ③滞納が続くと、保険証を返納していただき、代わりに資格証明書を交付する場合があります。この場合、医療機関を受診するときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。
- ④さらに滞納が続くと、財産の差し押え処分などを行う場合があります。

【どうしても納税が難しいときは…】

特別な事情により国保税の納付が困難なときは、分割納付などができる場合があります。納税が難しいときにはそのままにせず、早めにご相談ください。

簡単便利な口座振替をご利用ください

国保税の納付を口座振替にすると、指定口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がありません。納期のたびに金融機関に行く必要がないので、忙しい人や不在がちの人に便利です。申込みは、各金融機関又は市収納管理課で受け付けています。

【問い合わせ】市健康保険課（1階⑥番窓口）

☎ 0994-43-2111 内線 3159・3160

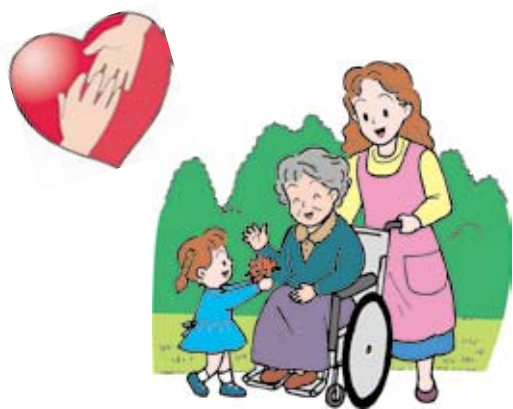
国民健康保険は、病気やケガにそなえて加入者が収入に応じてお金を出し合い、そこから医療費を支出する助け合いの制度です。健全な国民健康保険制度を維持するためには、市民の皆さんの確実な納税が必要です。

市内の平成19年度国民健康保険加入世帯数は、約25,000世帯で、被保険者数は、約45,000人です。また、平成19年度の国民健康保険医療費は約70億円で、市民一人当たり換算すると約20万円かかったこととなります。被保険者数は横ばい状態にありますが、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、今後は高

国民健康保険制度は、市民の皆さんが納める税金と国や市の負担金が主な財源です。況は、収納率が毎年低下しているほか、今後は少子高齢化などにより収入金額も低下していくことが予想されます。

国民健康保険税の収入金額が減少すると国民健康保険制度の財源が確保できなくなり、皆さんの医療費を支払うことが難しくなります。このため、市では今後より一層の収納率の向上を図っていきま

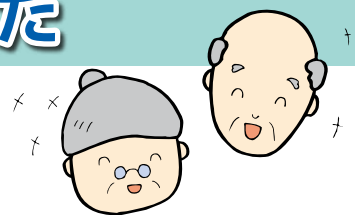
国民健康保険加入者の皆さんは、期限内に納めま



国民健康保険税は期限内に納めましょう！

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）及び国民健康保険制度がかわりました

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）及び国民健康保険制度が変更されました。主な変更点は以下のとおりです。



●後期高齢者医療制度（長寿医療制度）変更点のポイント

保険料が軽減されました

■20年度の軽減策

- ①均等割額で7割軽減を受けていた全世帯が8.5割軽減されることになりました。
- ②年金収入が153万円から211万円までの人は、所得割額の50%が軽減されることになりました。

※4月分にさかのぼって軽減されます。

※対象者には、8月中旬に保険料更正通知書を送付しました。

■21年度以降の軽減策

- ①均等割額で7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入で80万円以下の世帯の人は、9割軽減されることになりました。
- ②年金収入が153万円から211万円までの人は、所得に応じて所得割額が25%から75%の間で軽減されることになりました。

口座振替が可能になりました

次に該当する人は、年金からの引き落としだけでなく、10月分からは、口座振替も可能になりました。世帯主又は配偶者の口座振替にすることによって社会保険料控除対象となり、世帯全体の所得税・市県民税の負担が軽くなる場合があります。

■対象者

- ①過去2年間、国民健康保険税を確実に納付していた人
- ②年金収入が、180万円未満の人で、代わりに納めてくれる世帯主又は配偶者がいる人

■手続方法＝各金融機関で口座振替の申請を行ったうえで、印鑑と本人控えを持って市健康保険課又は各総合支所市民生活課に申請してください。

※12月分の特別徴収を中止する期限は9月30日まで、2月分は11月30日までとなります。

●国民健康保険制度変更点のポイント

年金から保険税をお支払いしていただくことになりました

次に該当する人は、10月分の保険税から年金引き落としになります。

■対象者

- ①被保険者全員が65歳～74歳の世帯の世帯主
 - ②年金額が年額18万円以上の人
 - ③介護保険料と国民健康保険税の合計が年金額の1/2を超えない人
- ※ただし、過去2年間、国民健康保険税を確実に納付していた人は口座振替に変更することも可能です。



説明会を実施します

上記変更点について説明会を実施します。対象者及び希望者は、ぜひ、会場へお越しください。

月日	時間	会場	対象中学校区
9月26日(金)	14:00～15:00	高須地区学習センター	高須
9月26日(金)	15:30～16:30	花岡地区公民館	花岡
9月29日(月)	14:00～15:00	大始良地区学習センター	大始良
9月29日(月)	15:30～16:30	田崎地区学習センター	田崎
9月30日(火)	14:00～15:00	西原地区学習センター	第一鹿屋
9月30日(火)	15:30～16:30	中央公民館	鹿屋
10月1日(水)	14:00～15:00	高隈地区交流促進センター	高隈
10月1日(水)	16:00～17:00	東地区学習センター	鹿屋東
10月2日(木)	14:00～15:00	百引校区公民館	百引
10月2日(木)	15:30～16:30	市成地区公民館	市成
10月3日(金)	14:00～15:00	吾平保健センター	吾平
10月3日(金)	16:00～17:00	串良公民館別館ホール	串良
10月6日(月)	14:00～15:00	串良農村環境改善センター	上小原
10月6日(月)	15:30～16:30	串良公民館細山田分館	細山田

【問い合わせ先・申請先】市健康保険課（1階⑤番窓口） ☎ 0994-43-2111 内線 3198・3199